

令和2年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

1. 相談体制の整備等

(1) 相談体制

- ①各区障害高齢課及び宮城総合支所障害高齢課に差別相談を含む総合相談に対応する相談員を配置（各1名）
- ②仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間365日受付）で受付

【相談件数】

（単位：件）

	福祉サービス	医療	商品・サービスの提供	教育	雇用	建物・公共交通機関	不動産の取引	情報提供・意思表示	その他	合計
H28年度	7	3	15	2	17	22	9	10	11	96 (96)
H29年度	7	5	14	3	8	17	9	9	4	76 (71)
H30年度	15	5	9	1	12	14	6	16	4	82 (75)
R1年度	23	6	17	2	16	6	4	12	0	86 (84)
R2年度	17	2	5	0	19	8	2	12	0	65 (63)
R1-R2増減	△6	△4	△12	△2	3	2	△2	-	-	△21 (△21)

注1) 相談者が直接の対応を望まない相談、差別にはあたらないと思われる事案等も含む。

注2) 生活分野の重複含む。合計の（ ）内の数字が実数。

【障害種別】

（単位：件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他・不明等	合計
H28年度	52	5	32	10	99 (96)
H29年度	38	7	24	9	78 (71)
H30年度	28	6	32	19	85 (75)
R1年度	26	7	31	29	93 (84)
R2年度	21	10	19	20	70 (63)
R1-R2増減	△5	3	△12	△9	△23(△21)

注1) 障害種別の重複含む。合計の（ ）内の数字が実数。

【相手方への対応状況】

(単位:件)

	連絡・調整あり	連絡・調整なし	合計
H28 年度	44	52	96
H29 年度	24	47	71
H30 年度	17	58	75
R1 年度	19	65	84
R2 年度	16	47	63
R1-R2 増減	△3	△18	△21

※R2 年度は相手方への連絡・調整ありの事案 16 件中、事実確認等の結果、障害を理由とする不当な差別的取扱いと考えられる事案は 1 件、合理的配慮の不提供と考えられる事案は 6 件。

(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会

障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、条例第 20 条に基づき設置。現在までに調整委員会への申立事案はない。

①令和 2 年度の日程・内容

開催日	主な議題等
11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市障害者差別相談調整委員会について ・令和元年度の相談状況について ・令和元年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて ・「避難所における障害のある方への配慮の手引き」について ・「皆さんに知ってほしい『新しい生活様式』における障害のある方の困りごと」のホームページ掲載について

(3) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会

障害者の差別解消・虐待防止に関する相談対応等をはじめ、障害者の権利擁護に携わる関係機関のネットワークを構築し、相互に連携して障害者の支援を適切に進めるための体制づくりを図る。

①日程・内容

開催日	主な議題等
10 月 22 日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別・虐待に係る事例共有 ・令和元年度の差別解消条例関係事業、差別及び虐待相談等の実績共有

②構成機関

分野	構成機関
権利擁護	仙台法務局（人権擁護部）、宮城県障害者権利擁護センター、仙台人権擁護委員協議会
労働関係	宮城労働局（職業対策課、ハローワーク仙台）
当事者	仙台市障害者福祉協会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、宮城県患者・家族団体連絡協議会
地域福祉	仙台市社会福祉協議会（まもりーぶ仙台）、仙台市民生委員児童委員協議会
教育関係	教育委員会（特別支援教育課）
障害福祉	各区保健福祉センター、各総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター、委託相談支援事業所

2. 普及啓発・理解促進等に関する主な取組み

(1) 障害理解サポーター事業

事業者や市民を対象とした障害理解の研修を実施し、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する。

また、引き続き、市民・事業者向けのサポーター養成研修を実施するとともに、講師養成研修（講師のフォローアップ研修）を実施した。

障害理解サポーター養成研修

開催日	事業者・団体	参加者
9月11日	高砂第三地区民生委員児童委員協議会	17名
9月15日	東中田地区民生委員児童委員協議会	18名
9月17日	市民向け講座①	15名
10月6日	株式会社七十七銀行	47名
10月9日	人事院東北事務局	41名
10月15日	仙台ターミナルビル株式会社	20名
10月22日	山田地区民生委員児童委員協議会	22名
11月14日	市民向け講座②	21名
11月26日、27日	仙台国際ホテル株式会社	106名
12月17日	東北外語観光専門学校（エアライン科）	16名
1月18日～22日	仙台市交通局	124名
1月25日	東北外語観光専門学校（英語科）	12名
3月8日	NPO法人ワーカーズコープ 仙台泉地域福祉事業所八乙女杜っこ	15名

(計 474名)

(2) 中高生向けワークショップ「ココロン・スクール」

開催日	学校名	参加者
12月9日	仙台大志高校（Ⅰ部）	69名
	〃（Ⅱ部）	13名
1月20日	桜丘中学校	103名

(3) 福祉まつり「ウエルフェア 2020」

日時・場所	内容	来場者
12月6日 仙台市福祉プラザ 2階 ふれあいホール	○障害者週間記念式典 「心の輪を広げる体験作文」、「障害者週間ポスター」コンクール、書道・写真・絵画コンクールの入賞者への表彰	120名

※10月4日（勾当台公園、一番町四丁目買物公園）は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 市民協働事業「TOGETHER ACTION PROJECT (TAP)」

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 障害者スポーツを通じた理解の促進

障害者スポーツの体験会などを通して、障害のある方もない方も、共に楽しみ、競い合いながら、理解を深めることに努めている。

①ウエルフェアスポーツ

障害者週間にあわせ、様々な障害者スポーツの体験ができるスポーツイベントを開催した。市民に競技を知ってもらい、楽しさを体験してもらうだけでなく、障害のある方との交流の場となっている。（日時：11月28日 参加人数：158名）

②障害者スポーツに関する展示会

AER仙台2階アトリウムにて障害者スポーツ用具の展示会を実施し、広く障害者スポーツや障害に対する理解促進を図った。（実施日：2月5日～2月7日）

(6) 障害者差別解消に関する研修講師等派遣

各種団体等における障害者差別解消に関する研修会に講師として職員を派遣した。

日時	団体等	参加者
8月28日	民生委員児童委員協議会専門部会研修会	70名
1月22日	児童館特別支援コーディネーター養成研修	29名

※障害企画課において対応したものを掲載。

(7) ヘルプマーク等の周知

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配布、及び周知啓発を行った。

①ヘルプマークの配布

・配布場所 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター（ウエルポートせんだい）、精神保健福祉総合センター（は

あとぽーと仙台)、北部発達相談支援センター(北部アーチル)、南部発達相談支援センター(南部アーチル)、市立病院総合サポートセンター、各障害者福祉センター、地下鉄南北線仙台駅・勾当台公園駅、地下鉄東西線仙台駅

- ・配布個数 3,078 個 (令和 2 年度実績)

②ヘルプマーク等の周知

- ・バス、地下鉄の優先席にヘルプマークステッカーを設置
- ・地下鉄駅、地下鉄車両等にヘルプマークに関するポスターを設置



ヘルプマークに関するポスター

(8) 市役所本庁舎吊看板の設置

市民の障害理解を推進するため、障害者週間(12月3日~9日)に合わせて吊看板を設置した。
(掲出期間:11月18日~12月11日)



吊看板

(9) リーフレット『新しい生活様式』における障害のある方の困りごと』等の作成

身体的距離の確保やマスクの着用などの「新しい生活様式」により生じる障害のある方の困りごとについて、必要な配慮等を掲載したリーフレットを作成・配布した。

- ・配布場所 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)、北部発達相談支援センター(北部アーチル)、南部発達相談支援センター(南部アーチル)、地下鉄南北線各駅、地下鉄東西線各駅等



リーフレット

3. 庁内体制の整備等

(1) 障害を理由とする差別の解消に関する庁内研修会

日程	研修内容	参加者
6月16日	障害保健福祉新任職員研修 ○対象：障害保健福祉新任職員および市内の障害保健福祉関係機関に勤務する初任者 ○内容： ・障害を理由とする差別の解消について	庁内外 40 機関に対し、書面 通知
12月21日 1月20日	一般職員向け研修会 ○対象：一般職員 ○講師：肢体不自由、内部障害等の当事者 ○内容： ・職員対応要領について ・視覚に障害がある人への配慮等について	104名
2月8日	管理職員向け研修会 ○対象：各局区課長級以上の職員 ○講師：視覚障害当事者 ○内容： ・職員対応要領について ・障害理解について～障害当事者の視点から～	557名 (書面開催)

(2) 市が実施する事業に対する手話通訳等の情報保障の実施

平成28年4月1日に施行した仙台市職員対応要領に基づき、市民向けに実施する事業等における、手話通訳や要約筆記等による情報保障を実施した。

開催日	事業名	担当課	通訳者
10月22日	バリアフリー推進協議会	都市整備局交通政策課	手話2
3月8日	認知症高齢者の家族会	青葉区障害高齢課	手話2
3月6日 3月7日	仙台防災未来フォーラム2021	防災環境都市・ 震災復興室	手話7 要約10
3月14日	紙芝居&絵本手話通訳付き上映会	地底の森ミュージアム	手話2

(3) タブレットによるコミュニケーション支援

障害企画課、各区障害高齢課、宮城総合支所保福祉課に設置しているタブレットにより、スカイプ（テレビ電話）を通じた遠隔手話通訳や、タブレットにインストールした音声文字化アプリケーション（UDトーク）によるコミュニケーション支援を行った。

（遠隔手話通訳 172件、UDトーク 15件）